

文教厚生常任委員会資料
2025年（令和7年）12月12日
福祉局あかし保健所保健総務課

## あかし保健所 多目的ホールの貸出対象の拡大について

あかし保健所1階に公の施設として設置し、貸し出しを行っている多目的ホールについて、公共施設の更なる有効活用、産業振興及び歳入確保の観点から、以下のとおり貸し出しの対象を拡大することについて検討しています。

### 記

#### 1 経緯

- ・1998年に市内の産業発展に寄与するため開設した市立産業交流センターにおいて、展示場として、展示会、催物、研修等のために貸し出しを実施。
  - ・2018年4月のあかし保健所開設後、2019年4月から産業振興施設としての機能を廃止し、明石市保健所設置条例において、保健所の附帯施設として多目的ホールを位置づけ、市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図るため、貸し出しを実施。
- ※新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い貸し出しを休止し、2024年5月から再開。

#### 2 2024年度の使用状況

保健所の事業（集団健診、健康や医療に関する研修会等）や、保健福祉団体の利用（食育活動や健康講座、食品衛生講習等）などへの貸し出しを実施しました。

##### ※稼働率

平日昼間：約60%、平日夜間：約15%

休日昼間：約30%、休日夜間：約10%

#### 3 今後の方針

保健所の執務時間外である休日（土・日・祝）及び平日の夜間においては、保健福祉団体以外の団体や営利事業者の利用も可能とします。

なお、現在、利用を可としている保健福祉団体等については、優先予約期間を設けます。

＜貸出対象の拡大を、保健所の執務時間外とする理由＞

- ①執務時間内（平日昼間）は、保健所の各種事業や保健福祉団体等の利用で、一定の稼働率がある。
- ②執務時間内は、保健所の窓口に、精神保健や健康、難病、感染症など、個人的な理由で相談や検査に訪れる来所者がいる。
- ③保健所併設の駐車場台数（30台）が産業交流センター当時から約150台減少しており、保健所用務での来所者の駐車場が確保できない可能性が高い。

#### 4 営業行為での使用に係る使用料

現在、設定している使用料とは別に、市内類似施設の状況を参考に、営業行為での使用に係る使用料を新たに設定します。

使用区分		午前/9~12時 夜間/18~21時	午後/13~17時	午前・午後/ 9~17時 午後・夜間/ 13~21時	1日/9~21時	超過料金 (30分につき)
全面	営業行為以外	22,000円	29,300円	51,200円	73,200円	3,700円
	営業行為	66,600円	88,700円	154,900円	221,500円	11,200円
1/2面	営業行為以外	11,000円	14,600円	25,600円	36,600円	1,800円
	営業行為	33,300円	44,200円	77,500円	110,800円	5,400円
1/4面	営業行為以外	5,500円	7,300円	12,800円	18,300円	900円
	営業行為	16,600円	22,100円	38,700円	55,400円	2,700円
1/8面	営業行為以外	2,800円	3,700円	6,400円	9,200円	500円
	営業行為	8,500円	11,200円	19,400円	27,800円	1,500円

#### 5 「明石市保健所設置条例」の主な改正内容

貸出対象の拡大を行うには、明石市保健所設置条例の改正が必要となります。

- ① 「使用を許可しない要件」の一つである「営利を目的として事業を営む者が、物品の販売その他の営業行為を行うために使用するものと認めるとき」について、あかし保健所の執務時間外は使用許可できるよう改正します。
- ② 営業行為での使用に係る使用料について新たに規定します。

#### 6 今後の予定

2月中旬 : 3月議会に条例改正案を上程

4月1日 : 改正条例の施行

4月 : 貸出対象の拡大について広報、予約システムの整備

5月1日 : 拡大部分に係る申し込み受付を開始

※5月～11月分は、空きがあれば先着順で予約可能。

※12月分は、5月から抽選予約を受け付け、6月1日に抽選を実施。